

令和3年度の組織改正について

1 基本方針

令和3年度の組織改正については、局組織の新設や統廃合は行わず、簡素で効率的な組織体制の整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による市民の生活様式の変化等を的確に捉え、主要事業や時宜に応じた行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる執行体制の構築を図ることとする。

2 組織改正の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

ア ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた支援調整体制の整備（総合政策局）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス総合支援担当（課）において、市民一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、今後もその対応による経験を活かし、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた行政課題の解決に向け、組織や分野にとらわれない横断的かつ機動的な調整機能の整備を図る。

イ 保健・福祉施策の円滑な推進に向けた体制強化（健康福祉局）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策室において着実に対応していくとともに、今後の感染拡大の状況等を踏まえた各種課題に適切に対応するためには、これまで以上に保健・福祉部門の連携を図り、全庁一体となって取組を進める必要があることから、関係部局等との調整機能の強化として、保健部門における企画立案、予算、人事等を担う調整担当（課）を保健部に設置する。

また、これに合わせて、公害病認定患者数の減少により事業規模が縮小している公害健康補償課を疾病対策課に統合し、新型コロナウイルス感染症対策室全体の体制を強化することで、より柔軟かつ効率的に新型コロナウイルス感染症へ対応するための体制整備を図る。

ウ 市民課窓口業務に係る体制整備（総務局）

今後の窓口業務におけるオンライン申請の導入等、「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進に向け、窓口担当（課）を市民課に統合し、市民課窓口業務を集約するとともに、市民課窓口施策の企画立案やシステム関係業務の体制整備として、市民サービス部に窓口サービス推進担当（課）を設置する。

(2) 重点的に取り組む項目

ア 児童相談所設置に向けた体制整備（こども青少年局）

児童相談所の設置に向け、子ども家庭総合支援拠点である「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な運営が図られるよう、設置時期や設置場所をはじめとした課題の検討・準備体制として、子どもの育ち支援センターに児童相談所設置準備担当（課）を設置する。

イ 学校 ICT 推進に係る体制整備（教育委員会事務局）

「GIGA スクール構想」の推進に向けては、これまで以上に教員の指導力の向上や ICT を活用した学習活動の充実に取り組む必要があることから、学校教育部学校 ICT 推進担当（課）を教員の研修や情報教育を所管する教育総合センターに移管し、学校 ICT 推進課とする。

ウ 定住・転入促進施策等に係る横断的な推進体制の整備（都市整備局）

定住・転入促進等に向けたエリアマネジメントの推進等、局内横断的な取組に係る推進体制の強化を目的として、都市戦略推進担当（部）及び都市戦略推進担当（課）を設置する。

また、これに合わせて市街地整備課から密集市街地や隣地統合に係る事業を移管し、市街地整備課を廃止する。

(3) 行政運営体制の整備

ア 次期総合計画策定に向けた体制整備（総合政策局）

本市のまちづくりを進めていくための指針である第 5 次尼崎市総合計画が令和 4 年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、令和 5 年度を開始年度とする次期総合計画の策定に係る体制強化として、政策部に総合計画担当（課）を設置する。

イ 持続可能な消防体制の構築に向けた体制整備（消防局）

持続可能な消防体制の構築に向け、庁舎の建替え等も含めた消防施設・設備の効果的な運用等、将来的な課題解決に向けた取組を進める体制として、財務担当（課）を設置する。

また、これに合わせて企画管理課から局の予算決算や庁舎営繕等に係る事務を、消防防災課から消防車両の整備保全や技術指導等に係る事務を移管する。

ウ 監査体制の整備（監査事務局）

監査制度の見直しに伴い、求められる監査機能が、従来の合規性・正確性を主体とする監査から、リスクアプローチ・3E 主体の監査へと高度化・深化していることから、課長級の管理スパンの適正化を目的に、監査事務局次長を廃止し、監査第 1 担当（課）及び監査第 2 担当（課）を設置する。

以 上